

答 申 第 3 8 2 号

平成25年7月31日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年9月9日付け市川健福第1564号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第465号

平成23年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成23年5月20日付け市川  
健福第848号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、食品衛生管理カードに記載された申請項目数及び査定を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年5月20日付け市川健福第848号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、開示決定することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示理由として「当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがある」としているが、具体的にどのような利益がどのように害されるかを明記していない。
- (2) 不開示部分があることにより、開示請求者及び近隣住民の生活、生命及び健康が毀損される期間が長引き、基本的人権が損なわれる。
- (3) 市川健康福祉センターは、当該法人の利益を図るため公務遂行していると疑われる。
- (4) 市民の基本的人権は、当該法人の利益権を上回る。
- (5) 公開された情報のうち、写真はカラーコピーで開示されるべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成23年4月28日付けで「平成23年1月21日に受けた食品の取扱いに関する苦情の対応等についての一切の資料」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る行政文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、「平成23年1月21日受け付けた食品の取扱いに関する苦情対応メモ」（以下「本件対象文書1」という。）及び「食品衛生管理カード」（以下「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」と「本件対象文書2」を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

3 本件対象文書の内容について

本件対象文書1は平成23年1月21日に受け付けた食品の取扱いに関する苦情対応の内容をメモした文書であり、本件対象文書2は食品営業者の基本的な情報を記載した食品衛生管理カードである。

なお、本件対象文書1には、現場を監視した際に撮影し、モノクロで印刷した写真を含む。

また、本件対象文書2は、管理番号、許可番号、申請者住所・電話、屋号称号所在地・電話・連絡、食品衛生責任者、初回申請・前回申請の申請日・査定日・申請項目数・許可日・許可開始日・許可終了日・許可番号、今回申請の申請日・査定日・申請項目数・許可日・許可開始日・許可終了日・許可番号、査定等の項目で構成されている。

#### 4 不開示の理由について

##### (1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書には、届出者の個人名、住所及び電話番号が記載されており、これは条例第8条第2号に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

なお、この情報は、同号ただし書イに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、また、同号ただし書ロからニまでにも該当しないため、不開示としたものである。

##### (2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書には、食品の取扱いに関する苦情対応等が記載されており、事業者を特定できる法人名等は、それらが公にされた場合、販売食品等の安全性の確保を必要としている事業者にとっては、消費者との信頼関係が損なわれることから競争上の地位を害するおそれがある情報であり、条例第8条第3号イに該当する。また、食品の取扱いに関する苦情対応等を開示しても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当せず、事業者を特定できる法人名等の不開示は妥当である。

なお、本件対象文書2の管理番号及び許可番号については食品営業許可証に表示しており、食品営業許可証は食品衛生法施行細則（昭和62年千葉県規則第19号。以下「規則」という。）第10条の規定により「営業所内の見やすい場所に掲示するよう努める」と定めてあるため、事業者を特定できる情報と判断した。

#### 5 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「不開示理由として『当該法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがある』としているが、具体的にどのような利益がどのように害されるかを明記していない。」と主張するが、本件決定で不開示とした部分については、上記4で説明するとおり、条例第8条第2号及び第3号の不開示情報に該当するものであり、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 異議申立人は、「不開示部分があることにより、開示請求者及び近隣住民の生活、生命及び健康が毀損される期間が長引き、基本的人権が損なわれる。」及び「市民の基本的人権は、当該法人の利益権を上回る。」と主張するが、上記4で説明するとおり、食品の取扱いに関する苦情対応等を開示しても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、条例第8条第3号ただし書には該当しないため、異議申立人の主張には理由がない。

- (3) 異議申立人は、「市川健康福祉センターは、当該法人の利益を図るため公務遂行していると疑われる。」と主張するが、本件決定は、法人の利益を図るためではなく、条例第8条第2号及び第3号該当性の検討により不開示妥当と判断したものであり、異議申立人の主張には理由がない。
- (4) 異議申立人は、「公開された情報のうち、写真はカラーコピーで開示されるべきである。」と主張するが、本件対象文書1中の現地写真については、モノクロで印刷され保管されていたため、モノクロで複写し、開示したものである。なお、カラーの電磁的記録については、本件対象文書の作成の補助に用いるため一時的に作成していたものであり、条例第2条第2項で定義する行政文書に該当しない。よって、異議申立人の主張には理由がない。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

##### 2 本件対象文書について

本件対象文書1は、食品の取扱いに関する苦情対応の内容を記載した文書であり、具体的には、平成23年1月21日に受け付けた苦情、同月25日に実施した現地調査、同年3月23日に受け付けた再度の苦情、同日に実施した現地調査及び口頭指導並びに同日に行った苦情の届出者に対する報告が記載されている。

なお、実施機関は、理由説明書において本件対象文書1中の現地写真はモノクロで印刷され保管されていた旨説明するが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該現地写真についてはカラーで印刷されたものであることが認められた。

本件対象文書2は、食品衛生管理システムにより印刷された食品衛生管理カードであり、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項の規定により営業の許可を受けた事業者に係る許可の内容及び実施機関による監視の内容等が記載されている。

##### 3 条例第8条該当性について

###### (1) 条例第8条第2号該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、本件対象文書1に記載された届出者の氏名、住所及び電話番号である。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書イからハマまでに該当する事情も認められない。

したがって、これらの情報は、条例第8条第2号に該当する。

###### (2) 条例第8条第3号該当性について

ア 実施機関が条例第8条第3号に該当するとして不開示とした情報は、本件対象文書1に記載された法人の名称及び所在地並びに食品衛生責任者名

並びに本件対象文書 2 に記載された管理番号、許可番号、法人の名称、代表者の氏名、住所及び電話番号、営業所の名称、所在地及び電話番号、食品衛生責任者の氏名、申請項目数並びに査定である。

実施機関は、「本件対象文書には、食品の取扱いに関する苦情対応等が記載されており、事業者を特定できる法人名等が公にされた場合、販売食品等の安全性の確保を必要としている事業者にとっては、消費者との信頼関係が損なわれることから競争上の地位を害するおそれがある情報であり、条例第 8 条第 3 号イに該当する。」と説明するので、以下検討する。

イ 当該事業者を特定することができる情報を開示すると、実施機関が当該事業者に関する苦情を受け、当該事業者に対して口頭指導を行ったことが公になる。

そうすると、当該事業者が法令違反を行ったかのような憶測を消費者に生じさせることにより、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害することとなる可能性を否定できない。

ところで、法第 6 3 条は、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定しており、実施機関は、法に違反し、行政処分又は書面による行政指導を受けた事業者を公表している。

当該公表に至らない段階において、当該事業者についての苦情を受け、当該事業者に対して口頭指導を行ったことを公にすることは、法又は法に基づく処分に違反した事業者については、社会的批判に委ねるといふ当該公表の趣旨に比して、当該事業者にとって厳しいものであると認められる。

したがって、実施機関が条例第 8 条第 3 号イに該当するとして不開示とした情報のうち以下の（ア）から（ウ）までに掲げる情報は、それぞれに示す理由により、当該事業者を特定することができ、又はそのおそれがあり、その結果、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号イに該当する。

また、これらの情報は、実施機関の説明及び本件対象文書の内容を踏まえれば、同号ただし書には該当しないと認められる。

（ア）法人の名称、代表者の氏名、住所及び電話番号並びに営業所の名称、所在地及び電話番号

これらは、当該事業者を特定することができる情報であること。

（イ）管理番号及び許可番号

管理番号及び許可番号は個々の営業所ごとの固有番号であり、また、当審査会において見分したところ、これらは食品営業許可証に記載されており、規則第 1 0 条第 2 項は、当該許可証を営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとするとして規定していることから、これらを開示すると、当該事業者が特定されるおそれがあること。

（ウ）食品衛生責任者の氏名

食品衛生責任者の氏名は食品衛生責任者票に記載されており、食品衛

生責任者制度要綱7(1)は、事業者は、食品衛生責任者を設置したときは、施設の見やすい場所に食品衛生責任者票を掲示するものとするとして規定していることから、これを開示すると、当該事業者が特定されるおそれがあること。

ウ 一方、申請項目数及び査定は、実施機関の説明によれば、施設の構造及び設備等の材質特性及び構造特性等についての査定項目及び内容に適合する数及び内容を記載する欄であり、当該事業者と同じ数及び内容を記載されている事業者は数多く存在することから、これらを開示しても、当該事業者を特定することができず、実施機関が当該事業者に関する苦情を受け、当該事業者に対して口頭指導を行ったことが公になるとは認められない。

また、申請項目数及び査定は、法第52条第3項の規定による営業の許可の有効期間を決定する要素であり、当該事業者の評価に関する情報であると認められるが、上記(ア)から(ウ)までに掲げる情報を不開示とする限り当該事業者を特定することができないことから、申請項目数及び査定を開示しても、当該事業者の社会的信用が低下するとは認められない。

したがって、申請項目数及び査定は、これらを開示しても、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第8条第3号イには該当しないと認められる。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、公開された情報のうち、写真はカラーコピーで開示されるべきであると主張しているが、このような開示の実施の方法に対する主張は、条例第20条第1項に規定する開示決定等に関する主張とはいえないことから、当審査会が判断すべき事項ではない。

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした情報のうち、本件対象文書2に記載された申請項目数及び査定を開示すべきである。

#### 6 附言

本件対象文書1中の現地写真について、上記2のとおり、実施機関は理由説明書においてモノクロで印刷され保管されていた旨説明するが、実際はカラーで印刷され保管されていたものであり、実施機関は本件対象文書の原本を確認せずに理由説明書を作成したものと推察される。

このことは、当審査会の適正な判断に影響を及ぼしかねないため、実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう適切な対応を求めるものである。

また、異議申立人は、異議申立書において当該現地写真のカラーコピーでの開示を求めており、現に当該現地写真はカラーで印刷されていることから、しかるべき方法により異議申立人に対して提供することが望ましい。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 9月 9日	諮問書の受理
平成23年10月14日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年 3月22日	審 議 実施機関から不開示理由の聴取
平成25年 4月26日	審 議
平成25年 5月31日	審 議
平成25年 6月28日	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成25年6月28日現在)